

第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画

～読書で はぐくむ 豊かな心～



令和3年12月

綾瀬市・綾瀬市教育委員会

表紙のイラスト

市のマスコットキャラクター「あやびい」 （平成24年11月1日決定）

市の鳥「カワセミ」をモチーフにしています。

チャームポイントのキラキラおめめで、綾瀬の豊かな自然と人の優しさを見つめています。
綾瀬のまちを飛び回るのが大好きな元気っ子です。

はじめに

子どもにとって、読書は、言葉を理解する力や文章を読み解く力を養うだけでなく、豊かな感性や創造力を育み、表現力を高める上で欠くことができないものです。また、次代を担う子どもたちが、ライフステージごとに、豊かな人間性を育むとともに、多種多様な情報を判断し活用する能力を養い、生きる力を身に付けていく上でも、読書のもたらす効果は、極めて重要です。

平成13年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、国においては「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次 平成14年8月・第二次 平成20年3月・第三次 平成25年5月・第四次 平成30年4月）が策定されました。また、令和元年6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が公布・施行されました。県においては「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」（第一次 平成16年1月・第二次 平成21年7月・第三次 平成26年4月・第四次 平成31年3月）が策定されております。

本市においては、「綾瀬市子ども読書活動推進計画」（第一次 平成23年2月・第二次 平成29年3月）を策定し、総合的に子どもの読書活動の推進を図ってまいりました。

このたび、これまでの「第2次綾瀬市子ども読書活動推進計画」において取り組んできた成果と課題、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大など様々な社会状況の変化、国・県の計画の趣旨を踏まえ、引き続き子どもの読書活動の一層の推進を図るため、「第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

今後においては、本計画の基本方針に基づき、一人一人の子どものライフステージに応じた施策の実現に努め、本市のすべての子どもたちが、様々な機会と場所において生き生きと読書を楽しむことができるよう、読書環境の整備・充実を図ってまいります。

子どもたちの健やかな成長を願い、子どもの読書活動推進に取り組まれている関係者及び市民の皆様におかれましては、本計画への御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり貴重な御意見をいただきました皆様方に心から感謝申し上げます。

令和3年12月

綾瀬市長 古塩 政由

目 次

第1章 第3次計画策定の趣旨	
1 子どもの読書活動の意義	1
2 子どもの読書活動の現状	2
3 計画の目的と位置付け	3
4 計画の対象	3
5 計画の期間	3
第2章 第2次計画の取組（成果と課題）	
1 家庭における読書活動	4
2 地域における読書活動	5
3 学校等における読書活動	6
4 推進体制（関係機関の情報交換及び進行管理）	7
第3章 第3次計画の基本方針	
1 基本方針	8
2 目標	9
3 第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画体系図	10
第4章 第3次計画の方策	
1 本に親しみ読書を楽しむ環境をつくる（乳幼児期：0歳～6歳）	11
2 読書習慣をつくり、学び活かす力を育てる（就学期：7歳～18歳）	17
3 読書を通して生きる力を育む（すべての子ども）	24
資料	
第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領	31
第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	33

第1章 第3次計画策定の趣旨

1 子どもの読書活動の意義

近年の少子高齢化、高度情報化の進展、ライフスタイルの多様化等に伴い、子どもを取り巻く社会環境は、急速に変化しています。こうした変化を背景に、子どもの読書離れや活字離れが懸念されて久しくなりました。また、インターネットやスマートフォン、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等多様なコミュニケーションツールや各種媒体によるゲームなど様々なメディアの急速な普及により、多くの情報が氾濫する中、子どもが適切に情報を判断する能力を身に付けていくことは大きな課題となっています。

多種多様な情報を適切に判断し、活用していく能力を身に付けていくためにも、子どもが「本を読む」「本を使って調べる」という実体験を通して、知識や情報を得て、自らの課題発見能力・課題解決能力を育成し、子どもの創造力・表現力を高めていくことは、健全な成長を育む上で重要な要素の一つであり、生きる力の糧となっています。また、読み聞かせなどの体験を通して、子どもの創造力を育み、言語能力を高め、読み手とのコミュニケーション・信頼関係を深めることも、子どもの人間性の形成に大きな影響を与える大切な要素となっています。

さらに、読書活動が認知能力である学力の向上に寄与することは以前から知られていましたが、令和元年「子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究報告書^{※1}」において、読書のツールに関係なく、読書している人はしていない傾向がある人よりも非認知能力^{※2}が高い傾向があることが示されました。今後は非認知能力にも注目し、読書を通して子どもたちの多様な資質や能力を幅広く育んでいくことが大切です。

こうした背景から、生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣を身に付け、様々な読書体験を得て人生をより豊かなものにしていけるよう、子どもの頃から読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくことが望まれます。そして、すべての子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、それぞれの興味・関心を尊重しながら、家庭・地域・学校・関係機関が連携して、子どもの読書活動を推進することが求められています。

※1 国立青少年教育振興機構，子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究報告書（速報版），2019，23p.

※2 非認知能力：自己を理解する力、客観的・多面的・論理的な思考力やコミュニケーション力、主体的な行動力といったIQや学力テストでは測定できない能力。

2 子どもの読書活動の現状

文部科学省が行った「全国学力・学習状況調査」によると、令和元年度の本市における「平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合」は小学6年生で58.8%、中学3年生では50.5%と、年齢が上がるにつれて読書量の減少傾向が見受けられます。また、中学生については全国レベルと同等ですが、小学生については全国レベルを下回っており、読書量が増加するよう努めていく必要があります。

一方、「学校図書館や地域の図書館に月1回以上行く児童・生徒の割合」を見ると、本市は小学6年生で28.9%、中学3年生で19.7%となっており、小学生については全国平均と比較して低い状況にあり、学校図書館や市立図書館があまり利用されていない現状が見受けられます。また、中学生については、「第2次綾瀬市子ども読書活動推進計画」（以下「第2次計画」という。）が開始された平成29年度と令和元年度を比較すると、全国平均が11.1%から20.4%に増加したのに対して、本市は19.4%から19.7%とあまり変動がありませんでした。

課題として、魅力的な学校図書館や市立図書館の運営に努め、児童・生徒の利用を促していく必要があります。

(単位：%)

区分	年度	小学6年生			中学3年生		
		全国	神奈川県	綾瀬市	全国	神奈川県	綾瀬市
平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合	H29	63.3	61.9	60.0	51.4	46.4	55.8
	R01	65.7	63.2	58.8	50.4	43.4	50.5
学校図書館や地域の図書館に月1回以上行く児童・生徒の割合	H29	38.6	29.4	28.5	11.1	15.1	19.4
	R01	40.5	31.3	28.9	20.4	15.7	19.7

文部科学省「全国学力・学習状況調査」より

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施



3 計画の目的と位置付け

本計画は、平成29年3月に策定した第2次計画を発展させ、新たに、本市における子どもの読書活動推進にあたっての基本方針と施策の方向を明らかにし、すべての子どもたちがライフステージに応じた読書活動を行うことのできる環境を整備することを目的とします。

また、本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく計画で、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や神奈川県「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」を基本としています。本市の「綾瀬市総合計画2030」と、第2期綾瀬市教育振興基本計画として位置付けられた「綾瀬市学校教育推進プラン」及び「綾瀬市生涯学習推進プラン」との整合性を図りながら、第2次計画の成果と課題を踏まえ、今後の綾瀬市における子どもの読書活動推進に必要な施策に関する計画として位置付けます。

4 計画の対象

おおむね18歳以下のすべての子どもとします。

5 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

なお、令和3年4月の行政組織の機構改革に伴い、本計画は令和3年度に策定しました。また、本計画は、5か年にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにするものですが、社会状況の動向に伴い、計画に変更が必要な場合には、適宜見直しを行うものとします。



第2章 第2次計画の取組（成果と課題）

1 家庭における読書活動

成果

健康づくり推進課と市立図書館が連携して、「4～5か月児健診」（毎月2回実施）時にブックスタート事業^{※3}を実施しました。親子1組ごとに4冊の絵本を読み聞かせし、その中の1冊を配付することで、乳幼児期から本に親しむことの大切さ・楽しさを啓発しました。

また、新小学1年生を対象に、生涯学習課においてセカンドブック事業^{※4}を実施し、5冊の本の中から1冊配付することをきっかけにして、読書習慣を促すとともに、発達段階に応じた読書体験の充実を図りました。「あやせ家庭読書の日、ノーテレビ・ノーゲームデー運動（あやせゼロの日運動）^{※5}」のアンケート結果からは、セカンドブック事業による絵本の配付により、家族またはひとりで本を読む時間や本の内容など家族で話し合う時間が増えたといった回答が多くみられ、読書のきっかけづくりとしての効果を発揮しました。

平成28年度からは、「あやせゼロの日運動」絵本ふれあい事業を開始し、幼稚園・保育所・子育て支援センター等に令和元年度までの4年間で、計3,410冊を配本し、施設内での読み聞かせや家庭への貸出を通して、家庭における読書活動を推進しました。

課題

平成24年度から、親子で読書に親しむことを目的に、「あやせゼロの日運動」を開始し、家庭読書と家庭教育の普及・啓発に努めてきました。しかし、「あやせゼロの日運動」のアンケート結果から、運動を「知っている」または「聞いたことはある」と答えた割合が、保育所・幼稚園、小・中学校に通う子どもをもつすべての家庭で80%を超えている一方、実際の取組に結びついていない家庭もあるため、読書習慣の形成に向けて、今後も継続して家庭への働きかけを行うとともに、ニーズに即した実効性のある取組が必要です。

※3 ブックスタート事業：1992年、本を「読む（read book）」のではなく「分かち合う（share book）」をキャッチフレーズに、英国で始まった活動。あかちゃんとその保護者に絵本を配付し、絵本に親しむ体験を提供する事業で、日本では、2000年の「子ども読書年」をきっかけに紹介されて以来、全国的な広がりをみせており、現在は世界各地に広がっている。

※4 セカンドブック事業：新小学1年生に本、おすすめブックリスト、読書記録カードを配付し、子どもの読書活動及び家庭教育の推進を図る事業。

※5 あやせ家庭読書の日、ノーテレビ・ノーゲームデー運動（あやせゼロの日運動）：毎月10日・20日・30日といったゼロのつく日に、親子で読書をしたり、団らんしたりするなど、家族でふれあう時間を充実させる取組。

2 地域における読書活動

市立図書館における読書活動

成果

市立図書館では、平成30年度の児童・生徒への貸出数が51,843冊と、平成28年度と比較して約0.8%増となり、来館した児童・生徒が快適に図書を利用できるよう努めました。

【市立図書館の市内児童・生徒への図書の貸出状況】

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
貸出数（冊）	51,428	50,826	51,843	48,875	32,385

※令和元年度～2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い休館期間有

また、学校との連携では、調べ学習や特別活動等で使用する資料を司書が選書して貸出しをする「学校支援貸出」の利用が年々増加しており、学校での主体的・対話的で深い学びを行う授業の実現、児童・生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動の充実に向けてのサポートに努めました。

【学校の希望するテーマに合わせて司書が選書して貸出する「学校支援貸出」の状況】

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	99	111	139	125	108

※令和元年度～2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い休館期間有

課題

学校等での読書活動及び学習・情報活用能力育成の支援、学校図書館の支援のため、内容、タイミングともに学校等のニーズに合わせた資料・情報の提供をすることが重要です。学校等との情報交換に努め、より幅広く柔軟な連携事業を行うことが望まれます。



（としょかんたんけん※6）



（おはなし会まつり）

※6 としょかんたんけん：小学生向けに、分類や本の探し方について楽しみながら学び、図書館の仕事を体験する機会を提供する。

公民館・児童館における読書活動

成果

公民館や児童館では、おはなし会の会場を提供したほか、市立図書館からの配本や団体貸出を継続して利用し、子どもにとって身近な場で、本に親しめるよう読書環境の整備に努めました。

また、親と子を対象にした子どもの読書活動に関わる講座を開設しました。

さらに、子どもの読書活動推進のための普及・啓発に向け、図書館の刊行物を提供し、市立図書館の利用方法や情報を発信しました。

課題

公民館は、地域の学習拠点であるとともに、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る役割も担っていることから、引き続き子どもの読書活動の推進を図る拠点の一つとなることが求められています。

そのため、子どもの読書環境の整備や機会の提供に力を注ぎ、さらなる読書活動の充実を図っていくことが望まれます。

3 学校等における読書活動

幼稚園・保育所等における読書活動

成果

平成28年度から、「あやせゼロの日運動」絵本ふれあい事業を開始し、幼稚園・保育所等に令和元年度までの4年間で、計3,410冊を配本し、保育所等や家庭などでの読み聞かせや読書をするきっかけを提供しました。

課題

子どもが絵本にふれあうことのできる環境づくりをするため、幼児向け図書・絵本貸出コーナーの整備や市立図書館から幼稚園・保育所等への配本の利用等を促進していく必要があります。

小学校・中学校における読書活動

成果

小・中学校では、学校図書館の運営・管理や授業における学習活動の支援のため、小・中学校全校に学校司書を配置するとともに、令和元年度には学校司書の配置時間数を増やしたことで、学校図書館の開館時間延長や読書環境の整備が推進され、貸出冊数や授業での利活用が増加しました。また、学校図書館資料のデータベース化を完了し、学校図書館の利便性が向上しました。さらに、子どもに豊富な図書資料を提供するため、市立図書館からの配本事業、団体貸出や学校支

貸出等を活用し、読書環境の整備を推進しました。

そのほか、全校で朝読書や読み聞かせを継続的に実施し、読書習慣のきっかけづくり、定着を促すことができました。特に小学校においては、読み聞かせボランティアと連携し、読書機会の充実を図ってきました。

課題

学校司書の全校配置及び学校図書館資料のデータベース化が完了した現在、児童・生徒の更なる利用率向上に向けた改善が求められており、学校図書館図書標準に基づいた図書購入と蔵書管理を継続するとともに、計画的な事業展開が課題となっています。今後は、令和元年度における学校図書館の利用状況を参考に、貸出冊数や授業の利活用の増加を図るとともに、読書環境の整備を推進していく必要があります。

【令和元年度における学校図書館の利用状況】

	貸出冊数 (冊)	授業活用数 (回)	児童・生徒数 (人)	児童・生徒1人当たりの 年間貸出冊数(冊)
小学校 (全10校)	98,753	3,337	4,754	20.8
中学校 (全5校)	9,817	203	2,318	4.2

※新型コロナウイルス感染症対策に伴い、年度末に休校期間有

また、学校における読み聞かせボランティアについては、今後は研修やボランティア同士の情報交換の場が必要と考えます。併せて、保護者へ、読書の意義や大切さを啓発する手法についても、改善・工夫していくことが望まれます。

4 推進体制（関係機関の情報交換及び進行管理）

成果

綾瀬市子ども読書活動推進連絡会を設置し、第2次計画の進捗状況を確認・評価し、本計画の進行管理を行いました。

また、神奈川県や近隣市町村の公共図書館と連携して広域利用制度を実施することにより、子どもの読書活動を支援しました。併せて、県央教育事務所主催会議を通じて、近隣市町村との子どもの読書活動推進に係る情報交換も行いました。

課題

綾瀬市子ども読書活動推進計画に関わる担当部署間の情報交換や人的交流を深め、子どもの読書活動の推進に向け協力体制を強化していくことが望まれます。

第3章 第3次計画の基本方針

本市の教育大綱が目指す人間像「人を思いやり 社会を生き抜く力を身に付けた綾瀬の子ども」を本計画の目指す子どもの姿と位置付けます。子どもたちが本との出会いから、学び知ることの喜びを覚え、読書を通し、人を思いやる気持ちと社会の中で自立した人間として生きる力を育んでいけるよう、各種施策の方向により、事業を展開します。

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。読書を通し、次世代を担う子どもたちが、自ら学び、考え、人を思いやる豊かな心を育み、成長していくことを目指します。

1 基本方針

第2次計画との変更点

第2次計画では、「(1) 子どもをとりまく読書環境の整備」「(2) 子どもが読書に親しむための人づくり」「(3) 子どもの読書活動推進のための普及・啓発」を基本方針として設定していましたが、本計画では、生涯学習推進プランの施策の方向「ライフステージに応じた学習活動の支援」に基づき、基本方針を設定します。

なお、各事業の区分については、次のとおり記載しています。また、各事業における個別事業項目について、区分が異なる場合には各事業項目ごとに記載しています。

継続事業：【継続】

第2次計画策定以降の新規事業：【新規】

拡充事業：【拡充】

(1) 本に親しみ読書を楽しむ環境をつくる（乳幼児期：0歳～6歳）

子どもが本を楽しむきっかけを得るとともに、非認知能力を育むためには、乳幼児期から本に接する場と機会を整えていくことが重要です。また、保護者や子どもに関わる大人に対しても啓発活動を進め、発達段階に応じた読書体験ができる場と機会の提供に努め、本に親しむ環境づくりを支援します。

(2) 読書習慣をつくり、学び活かす力を育てる（就学期：7歳～18歳）

家庭・地域・学校等において、子どもが読書を楽しむ習慣を身に付け、発達段階に応じた読書体験を深められるよう読書活動を充実させます。そして、子どもが自ら学び、情報活用能力を身に付けていけるよう学びの場を広げ、子どもの興味・関心や探究心に応えられる幅広い図書館資料の整備に努めます。また、年齢が上がるにつれて読書量に減少傾向がみられることから、本計画では、高校生に

対する読書活動の推進にも積極的に取り組み、子ども自身の成長を促進するよう努めます。

子どもと本をつなぐ大人の関わりも重要であることから、子どもに関わる大人に対しても読書活動の普及や啓発事業を実施し、子ども読書活動推進の担い手となるよう支援し、人材育成を図ります。

(3) 読書を通して生きる力を育む（すべての子ども）

幼い頃、子どもたちは絵本の世界を楽しみます。子どもたちが本との出会いを楽しみにする気持ちから、読書が好きという気持ちを育て、読書を通して、知ることの喜びを感じ、思いやりの心を育むとともに、社会を生きる上で必要な知識や情報を習得・活用し、自立した人間として生きる力を育ていけるよう全世代を通して、子ども読書活動の推進を図る事業を進めていきます。また、子ども読書活動の維持に向けて、各担当部局との調整を行っていきます。

なお、本市は、県内市町村でも2番目に外国人比率が高く、日本語を母語としない外国につながるのある子どもたちが多くいます。また、「読書バリアフリー」の施行を踏まえた障がいがある子どもたちの読書環境の整備も必要です。外国につながるのある子どもたちや障がいがある子どもたちを含めた、すべての子どもたちが読書を楽しむ機会を得て、生きる力を育ていけるよう、多種多様な資料やサービスを準備し提供します。

2 目標

「平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合」

	現状値	目標値
年度	令和元年度	令和7年度
小学生	58.8%	63%
中学生	50.5%	55%

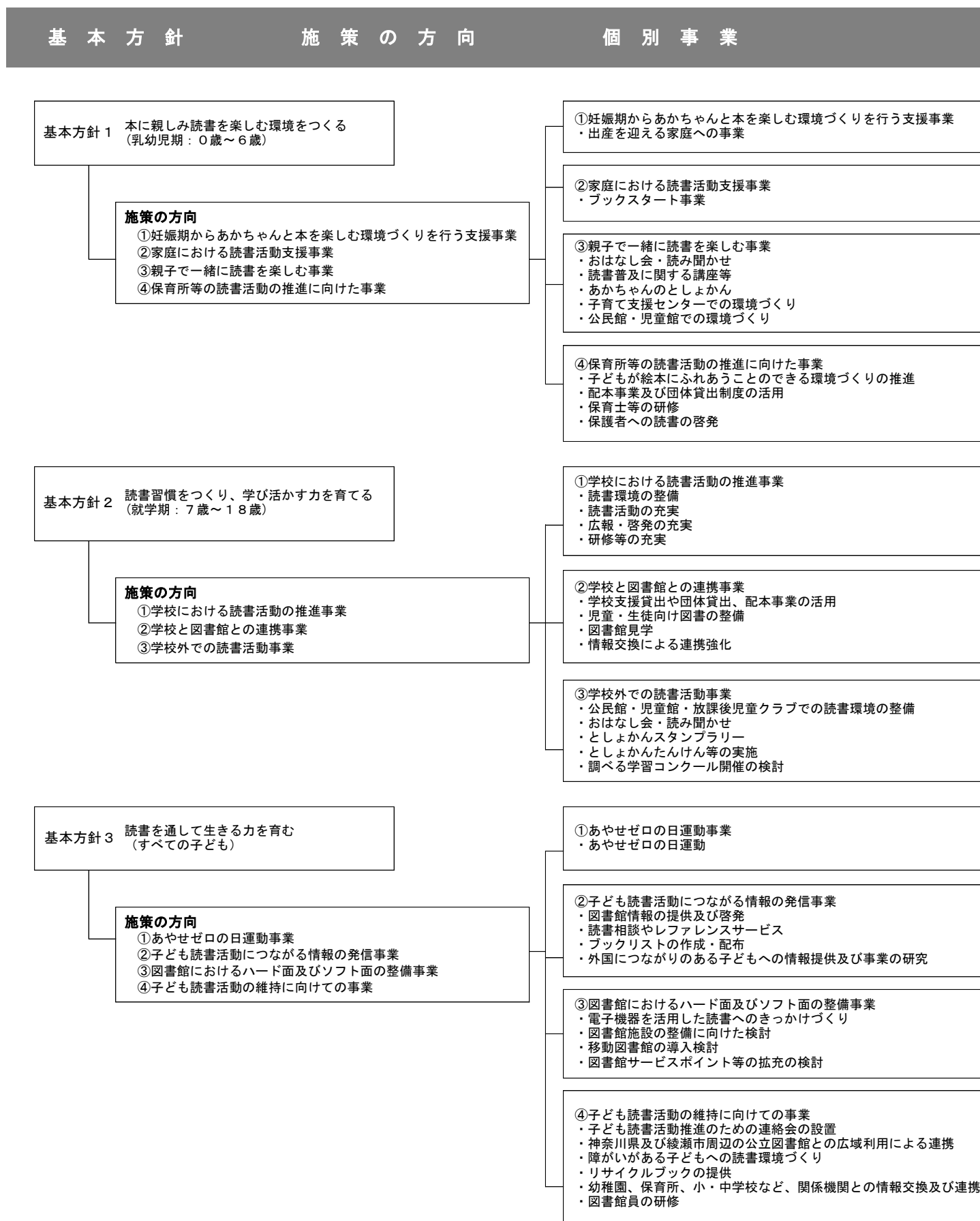
「読書が好きな児童・生徒の割合」

	現状値	目標値
年度	令和元年度	令和7年度
小学生	68.8%	73%
中学生	70.6%	75%

※文部科学省「全国学力・学習状況調査」（綾瀬市数値）より

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施

3 第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画体系図



第4章 第3次計画の方策

1 本に親しみ読書を楽しむ環境をつくる（乳幼児期：0歳～6歳）

（1）妊娠期からあかちゃんと本を楽しむ環境づくりを行う支援事業

出産前から子どもの読書の大切さを認識してもらい、家庭での読書活動の推進を図るとともに、絵本を介して親子の豊かな時間を育み、読書に親しみ環境づくりを支援するため、出産を迎える家庭に働きかけを行います。

事業名	出産を迎える家庭への事業		新規
事業内容	母子健康手帳交付時に、絵本進呈券と市立図書館が作成するマタニティブックリストを配付し、市立図書館が推奨する絵本を進呈する事業を実施します。同時に、市立図書館（電子図書館及び各種事業含む）を案内し、妊娠中から出産後も親子で図書館を活用してもらうきっかけとし、子どもと一緒に読書を親しみ環境づくりを支援します。さらに、出産を迎える家庭向けの講座の開催を企画実施します。		
事業項目	個別事業項目	所管*	目標
	・マタニティブックリストの作成	市立図書館	導入検討
	・母子健康手帳交付時に絵本進呈券、マタニティブックリスト、市立図書館の案内を配付	市立図書館 健康づくり推進課	
	・絵本進呈券と引換えに、市立図書館が推奨する絵本を進呈	市立図書館 健康づくり推進課	
	・市立図書館、保健福祉プラザに出産を迎える家庭向けのブックコーナーを設置	市立図書館	
	・出産を迎える家庭に向けた講座（あかちゃん向けの絵本の選び方や読み聞かせの方法、わらべうた等）の企画実施	市立図書館	

* 所管は、主な担当機関と関係機関を記載しています。

(2) 家庭における読書活動支援事業

乳幼児期から本に親しむ環境づくりを促すため、「4～5か月児健診」(毎月2回実施)時に絵本を進呈するとともに、あかちゃん向けのブックリストを配布します。

事業名	ブックスタート事業			継続
事業内容	乳幼児期から本に親しむ環境づくりを促すため、ブックスタートを継続して実施します。また、市立図書館と関係機関が連携しながら各所に設置したあかちゃん向けの絵本コーナーを充実させ、乳幼児期から本に親しむ習慣のきっかけづくりに努めます。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・「4～5か月児健診」通知にブックスタート事業通知も併せて発送	健康づくり推進課	月1回	
	・「4～5か月児健診」時でのブックスタート事業の実施 ・ブックスタート事業であかちゃん向けの絵本のブックリスト配付	市立図書館	月2回	
	・市立図書館、保健福祉プラザ、子育て支援センターにあかちゃん向けの絵本コーナーを設置	市立図書館 子育て支援センター	常設	



(ブックスタート事業)

(3) 親子で一緒に読書を楽しむ事業

子どもたちに本の楽しさを知ってもらうため、公共施設でのおはなし会の実施や、読み聞かせを行うボランティアの育成をするとともに、子どもたちが絵本にふれあうことのできる環境の充実を図っていきます。

事業名	おはなし会・読み聞かせ			継続
事業内容	図書館員と読み聞かせボランティアによる、乳幼児を対象にしたおはなし会を実施し、子どもたちに本の楽しさを伝えていきます。また、子どもたちがおはなしにふれる機会を増やすため、おはなし会ボランティア向け講座を展開し、絵本の読み手である保護者や読み聞かせボランティアの層を厚くします。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・定例おはなし会の実施	市立図書館	月7回	
	・季節のおはなし会の実施	市立図書館	年3回	
	・特別おはなし会の実施	市立図書館	年1回	
	・子どもの読書週間おはなし会の実施	市立図書館	年1回	
	・出前おはなし会の実施	市立図書館	随時	
	・おはなし会ボランティア向け講座の実施	市立図書館	年1回	

事業名	読書普及に関する講座等			拡充
事業内容	市立図書館と公民館では、子どもの読書活動に関わる講座等の事業の検討を行い、情報共有を行いながら協力して、親子が一緒に読書を楽しむ機会の拡充を目指します。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	(拡充) ・読書活動に関わる講座等事業の検討	市立図書館 公民館 生涯学習課	年1回	
	・子育てサロン（ひよこサロン、あひるくらぶ）での読み聞かせの実施	公民館	年15回	
	・市立図書館が実施するおはなし会等の会場提供	市立図書館 公民館	随時	

事業名	あかちゃんのとしょかん			新規
事業内容	利用が少ない火曜日の午前中を「騒がしくなくてもよい」時間帯として設定し、乳幼児連れの利用者の利便性向上を図り、あかちゃんのいる家族でも、図書館を利用しやすい環境づくりを進めます。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・児童担当職員が常駐し、読み聞かせや絵本選びの相談に対応	市立図書館	火曜日(休館日を除く)	
	・保護者向けに、絵本や読み聞かせについての本を集めたコーナーを設置	市立図書館	随時	
	・あかちゃん向けの絵本を収集し、コーナーを設置	市立図書館	随時	

事業名	子育て支援センターでの環境づくり			継続
事業内容	子育て支援センターにおいて、乳幼児向け図書の整備・貸出を行うほか、読み聞かせを実施するなど、乳幼児が絵本とふれあえる環境をつくりまします。また、絵本ふれあい事業 ^{※7} を実施し、家庭における読書活動を推進します。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・乳幼児向け図書の整備	子育て支援センター	常設	
	・家庭への絵本の貸出	子育て支援センター	随時	
	・絵本の読み聞かせ等の実施	子育て支援センター	随時	
	・絵本ふれあい事業の実施	市立図書館 子育て支援センター	講演年36回	

※7 絵本ふれあい事業：子どもへの読み聞かせを実施し、保護者を対象に絵本の選び方や読み方のコツを教える講座を開催する。

事業名	公民館・児童館での環境づくり		継続
事業内容	公民館や児童館では、市立図書館からの配本や団体貸出を継続して利用し、乳幼児が絵本とふれあえる環境をつくれます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・公民館への配本の実施及び活用	市立図書館 公民館	年3回
	・児童館への配本や団体貸出の実施及び活用	市立図書館 児童館	配本は年4回 団体貸出は随時
	・出前おはなし会等の実施	児童館 市立図書館	随時



(4) 保育所等の読書活動の推進に向けた事業

子どもが絵本にふれあうことのできる環境づくりをするため、図書館から保育所等への配本実施や保育士等の読書に対する意識の向上を促すため研修等を実施していきます。

事業名	子どもが絵本にふれあうことのできる環境づくりの推進		継続
事業内容	保育所等の現状を調査し、子どもが絵本とふれあうことのできる環境の充実を図ります。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・実態調査	保育所等	年1回
	・幼児向け図書・絵本貸出コーナーの整備	保育所等	常設
	・家庭への絵本の貸出	保育所等	随時
	・絵本の読み聞かせ等の実施	保育所等	随時

事業名	配本事業及び団体貸出制度の活用		継続
事業内容	市立図書館からの配本や団体貸出を実施し、児童・生徒の読書環境整備の支援に努めます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・保育所等への配本、団体貸出の実施	市立図書館	年4回 (団体貸出は随時)
	・幼稚園への配本、団体貸出の実施	市立図書館	

事業名	保育士等の研修		継続
事業内容	関係機関との情報交換や研修を通じ、保育士等の読書に対する意識の向上に努めます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・関係機関との情報交換や研修	保育所等	随時

事業名	保護者への読書の啓発		継続
事業内容	保護者に読書の意義についての情報を積極的に提供し、読書の大切さの啓発に努めます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・保護者への読書の啓発	保育所等	随時
	・各種おすすめ本リストの活用	保育所等	随時

2 読書習慣をつくり、学び活かす力を育てる（就学期：7歳～18歳）

（1）学校における読書活動の推進事業

読書習慣の定着を図るため、読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を充実させ、魅力ある学校図書館をつくり、利用を促します。

事業名	読書環境の整備			継続
事業内容	・学校図書館の運営・管理や授業における学習活動の支援のため、全校に学校司書を継続的に配置します。 ・学校図書館図書標準を基準に計画的な図書購入を進めるとともに、蔵書点検を行い、学校図書館図書廃棄基準に沿って廃棄するなど、適正な蔵書管理に努めます。 ・児童・生徒自らが読書の重要性を認識し、学校における読書環境の整備を図るために、図書委員会の活動の充実に努めます。 ・学校図書館資料のデータベース化により、学校図書館資料の効率的な利用を図ります。 ・配架案内・書架の見出し・季節に応じた掲示物作成等、学校図書館内の環境づくり・館内整備に努め、児童・生徒の利用を促進します。 ・学級文庫を設置するなど、児童・生徒の読書環境の充実に努めます。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・学校司書の継続配置	教育指導課 小・中学校	全小・中学校	
	・学校図書館の図書資料の整備及び環境づくりの充実	教育総務課 教育指導課 小・中学校	全小・中学校	
	・図書委員会活動の実施	教育指導課 小・中学校	全小・中学校	
	・学校図書館資料のデータベース化による利用の促進	教育総務課 教育指導課 小・中学校	全小・中学校	



事業名	読書活動の充実			継続
事業内容	・朝読書、読み聞かせを継続的に実施し、読書習慣の定着を図ります。 ・学校図書館年間指導計画の作成による計画的・継続的な学校図書館の利活用に努め、各教科等の教育活動において、学校図書館を活用しながら児童・生徒の主体的かつ意欲的な読書活動の充実を図ります。 ・学校図書館の本の貸出を継続的に実施し、児童・生徒の自宅での読書活動を支援します。 ・図書ボランティアの効果的な活用と連携を進め、学校図書館活動の活性化に繋がります。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・朝読書や読み聞かせの実施	教育指導課 小・中学校	全小・中学校	
	・計画的・継続的な学校図書館の活用	教育指導課 小・中学校	全小・中学校	
	・児童・生徒への学校図書館の本の貸出の推進	教育指導課 小・中学校	全小・中学校	
	・図書ボランティアとの連携・活用	教育指導課 小・中学校	全小・中学校	



事業名	広報・啓発の充実			継続
事業内容	・4月23日の「子ども読書の日」や秋の「読書週間」における読書啓発活動の充実を図ります。 ・「あやせゼロの日運動」を通して読書啓発に取り組みます。 ・学校図書館便り等を通して、学校図書館の活動を周知し、読書活動の推進・啓発の充実を図ります。 ・読書感想文コンクールや読書感想画展への参加を促進し、読書活動の普及・啓発に努めます。 ・小学校入学時や学校司書の活動を通して、保護者に読書の必要性について普及・啓発するほか、市立図書館や電子図書館、学校図書館の利用方法を紹介し、読書活動の普及・啓発に努めます。 ・市立図書館が発行する刊行物を校内に掲示し、読書啓発活動などの情報提供を継続的に実施します。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・「子ども読書の日」、「読書週間」における読書普及事業の実施	教育指導課 小・中学校	全小・中学校	
	・「あやせゼロの日運動」を通しての読書啓発の実施	教育指導課 小・中学校	全小・中学校	
	・読書感想文コンクールや読書感想画展への参加の促進	教育指導課 小・中学校	全小・中学校	
	・保護者への読書活動普及・啓発事業の実施	教育指導課 小・中学校	全小・中学校	
	・市立図書館が発行する刊行物を活用した情報提供	小・中学校	全小・中学校	

事業名	研修等の充実			継続
事業内容	・読書活動に関する情報提供に努め、教職員の読書活動推進に対する意識の向上を図ります。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・教職員への情報提供の実施	教育指導課 小・中学校	全小・中学校	
	・各種研修会等への参加	小・中学校	全小・中学校	

(2) 学校と図書館との連携事業

一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導の充実を目指すため、学校支援貸出や団体貸出等の事業を実施し、学校図書館と市立図書館の連携機能の充実を目指していきます。

事業名	学校支援貸出や団体貸出、配本事業の活用			拡充
事業内容	児童・生徒が興味や関心を持つ本を提供し、授業や読書活動を支援するため、市立図書館の学校支援貸出や団体貸出の積極的な活用、学校配本の補填的利用により、豊富で多様な図書を児童・生徒に用意します。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・市立図書館からの学校支援貸出や団体貸出の活用	小・中学校 市立図書館	随時	
	・学校配本の利用	小学校 市立図書館	随時	
	(新規) ・市内高等学校への団体貸出の利用案内及び普及促進	市立図書館	随時	

事業名	児童・生徒向け図書の整備			拡充
事業内容	子どもの興味・好奇心に応える図書の選書・収集に努めます。また、学校でのタブレット導入に伴い、電子図書館の利用の促進に努めます。そのほか、市立図書館の除籍資料から、児童・生徒向けの図書資料を小・中学校に提供し、読書環境の整備の一助とします。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・児童・生徒向け図書の整備	市立図書館 小・中学校	随時	
	(新規) ・学校でのタブレット導入に伴う電子図書館利用の普及促進	教育指導課 小・中学校 市立図書館	随時	
	・市立図書館のリサイクルブックの学校への提供	市立図書館 小・中学校	年1回	

事業名	図書館見学			継続
事業内容	小学生の市立図書館見学や中学生・高校生の職場体験を実施し、市立図書館の利用方法の周知と利用促進を図ります。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・市立図書館見学の受入	市立図書館	随時	
	・職場体験の受入	市立図書館	随時	

事業名	情報交換による連携強化			新規
事業内容	市立図書館と学校が情報交換の機会を設けるなど連携を密にし、読書活動の共通認識を図り、児童・生徒の読書活動を推進する取組の充実を目指します。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・学校図書館担当者会議及び学校図書館連絡会議の実施、参加	小・中学校 教育指導課 市立図書館 生涯学習課	随時	



(学校連携事業による市立図書館での展示)

(3) 学校外での読書活動事業

子どもが読書に親しむ環境を提供するため公共施設への配本等を実施し、新たに調べる学習コンクールの地域コンクール開催を目指します。

事業名	公民館・児童館・放課後児童クラブでの読書環境の整備		拡充
事業内容	公民館や児童館では、市立図書館からの配本や団体貸出を継続して利用するなど、子どもの読書環境の整備に努めます。また、放課後児童クラブへの団体貸出の普及に努め、子どもが読書に親しむ環境の拡充に努めます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・ 公民館への配本の実施及び活用	市立図書館 公民館	年 3 回
	・ 児童館への配本や団体貸出の実施及び活用	市立図書館 児童館	配本は年 4 回 団体貸出は随時
	(新規) ・ 放課後児童クラブの団体貸出の利用案内	市立図書館 保育課	随時
	・ 市立図書館が実施するおはなし会等の会場提供	市立図書館 公民館	随時

事業名	おはなし会・読み聞かせ		継続
事業内容	図書館員と読み聞かせボランティアによる、児童を対象にしたおはなし会を実施し、子どもたちに本の楽しさを伝えていきます。また、子どもたちがおはなしにふれる機会を増やすため、保護者対象の読み聞かせ講座やおはなし会ボランティア向け講座を展開し、絵本の読み手である保護者や読み聞かせボランティアの層を厚くします。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・ 定例おはなし会の実施	市立図書館	月 4 回
	・ 季節のおはなし会の実施	市立図書館	年 3 回
	・ 特別おはなし会の実施	市立図書館	年 1 回
	・ 子どもの読書週間おはなし会の実施	市立図書館	年 1 回
	・ 出前おはなし会の実施	市立図書館	随時
	・ おはなし会ボランティア向け講座の実施	市立図書館	年 1 回

事業名	としょかんスタンプラリー		継続
事業内容	楽しみや遊びとして本に接する機会を提供することで、図書館の利用経験のない児童が来館するきっかけにするとともに、利用者登録をしている児童の図書館利用を促進します。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・としょかんスタンプラリーの実施	市立図書館	年1回

事業名	としょかんたんけん等の実施		継続
事業内容	としょかんたんけん等を実施し、市立図書館の利用方法の周知と利用促進を図ります。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・としょかんたんけんの実施	市立図書館	年1回
	・としょかんはじめてツアーの実施	市立図書館	年1回

事業名	調べる学習コンクール開催の検討		新規
事業内容	図書館の利用促進と調べる学習の普及のため、学校図書館や市立図書館を使った調べる学習コンクールの開催を検討します。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・調べる学習コンクールの開催検討	教育指導課 小・中学校 市立図書館 生涯学習課	実施検討



3 読書を通して生きる力を育む （すべての子ども）

（１）あやせゼロの日運動事業

家族で読書を楽しむ時間を持ち、本を囲んで語り合うなど、親子のふれあいの中で読書を行う「家読（うちどく）」を推進します。

事業名	あやせゼロの日運動			継続
事業内容	家族で読書を楽しむ時間を持ち、本を囲んで語り合うなど、親子のふれあいの中で読書を行う「家読（うちどく）」を推進します。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・「あやせゼロの日運動」の啓発	生涯学習課	効果的な啓発活動の実施	
	・「4～5か月児健診」時に「あやせゼロの日運動」のチラシを配付	生涯学習課 健康づくり推進課	月2回	
	・「地域家庭教育講座」開催時にチラシを配付	生涯学習課	随時	
	・絵本ふれあい事業の実施	市立図書館	講演年36回	
	・セカンドブック事業の実施	生涯学習課	年1回	
	・「あやせゼロの日運動」アンケートの実施	生涯学習課	隔年で実施	



(2) 子ども読書活動につながる情報の発信事業

子どもが読書に親しむための情報を発信するため、図書館の刊行物発行や、ブックリストの作成・配布を実施します。また、外国につながりのある子どもへの情報発信に努め、各種事業の利用の普及につなげます。

事業名	図書館情報の提供及び啓発		拡充
事業内容	市立図書館の取組や実施状況、おすすめ本や行事のお知らせなど、市立図書館に関する読書情報を提供します。また、公民館等の公共施設に配布し、市立図書館の利用方法や情報を啓発します。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・図書館だよりの発行	市立図書館	年12回
	(新規)	市立図書館	年2回
	・分室だよりの発行		
	・ピッキーだよりの発行	市立図書館	年4回
	・ヤングアダルト通信の発行	市立図書館	年4回
	・各施設での図書館刊行物による 周知・啓発	公民館 保育所等 児童館 小・中学校	随時
	・図書館ホームページを活用した 情報提供	市立図書館	随時
	・市広報誌を活用した情報提供	市立図書館	随時
	・タウン誌を活用した情報提供	市立図書館	随時
事業項目	(拡充)	市立図書館	随時
	・転入者への市立図書館（電子図書館含む）利用案内の配付	市民課	

事業名	読書相談やレファレンスサービス※ ⁸		継続
事業内容	読書活動を支援するため、読書相談やレファレンスサービスを実施します。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・読書相談やレファレンスサービスの実施	市立図書館	随時

※⁸ レファレンスサービス：利用者が調査研究に必要な資料や情報を求めた際に、図書館員が検索・提供し援助する図書館サービス。

事業名	ブックリストの作成・配布			拡充
事業内容	絵本選定の参考になる対象や年齢に応じたブックリストや調べ学習に役立つ各種パスファインダー※ ⁹ を作成するとともに適宜改定を行い、内容や時期に合わせて配布します。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・各種ブックリストの作成・配布	市立図書館	随時	
	・各担当部署で、市立図書館等で作成したブックリストを啓発活動に活用	全担当部署	随時	
	・児童向けパスファインダーの作成・配布	市立図書館	随時	
	(新規) ・ヤングアダルト向けパスファインダーの作成・配布	市立図書館	令和5年度から 随時	

事業名	外国につながるのある子どもへの情報提供及び事業の研究			拡充
事業内容	日本語を母語としない子どもたちが読書活動を楽しめるよう、多種多様な資料の収集やサービスの充実を図ります。また、情報提供や事業の研究を行い、各種事業の利用の普及に努めます。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	(新規) ・情報提供及び事業の研究	市立図書館 市民活動推進課 生涯学習課	随時	
	・外国語や「やさしい日本語※ ¹⁰ 」の資料の充実	市立図書館	随時	
	・外国語の絵本コーナーの設置	市立図書館	常設	
	(新規) ・外国語の電子書籍の充実	市立図書館	随時	
	・ブックスタートでの外国語冊子の配付	市立図書館	ブックスタート実施時	

※9 パスファインダー：テーマ（主題）ごとに関連する資料や情報を紹介し、調べるためのコツやヒントとともにまとめたガイド。

※10 やさしい日本語：日本語を母語としない方でもわかりやすい、簡単な表現を用いた日本語のこと。

(3) 図書館におけるハード面及びソフト面の整備事業

子どもが読書に親しむための環境づくりを提供するため、図書館の維持管理や、電子図書館の利用促進や移動図書館の実施を目指し、検討します。

事業名	電子機器を活用した読書へのきっかけづくり			新規
事業内容	子どもの読書へのきっかけを提供するため、子ども向けの電子図書館のページや案内を作成し、電子図書館の利用を周知・啓発します。また、電子書籍の紹介や体験会を開催し、電子書籍の利用の普及に努めます。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・18歳以下の電子図書館の利用登録の促進	市立図書館	毎年13人増(令和元年度18歳以下の新規登録者数と同数)	
	・電子図書館キッズページの作成	市立図書館	随時	
	・放課後児童クラブへの電子図書館の利用案内及び普及促進	市立図書館 保育課	随時	
	・高等学校への電子図書館の利用案内及び普及促進	市立図書館	随時	
	・電子書籍の紹介や体験会の実施	市立図書館	年2回	

事業名	図書館施設の整備に向けた検討			新規
事業内容	子どもが読書に親しむための環境や学習環境を提供するため、図書館施設の整備に向けて検討を進めてまいります。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・読書や学習スペースの確保に向けての検討	生涯学習課 市立図書館	随時	
	・図書館分室の増設の検討	生涯学習課 市立図書館	随時	

事業名	移動図書館の導入検討			新規
事業内容	施設の再編計画を踏まえ、図書館を利用しにくい地域の子どもたちのために、移動図書館の導入を検討し、本を選ぶ楽しさを提供するとともに、読書に親しむ機会を創出します。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・移動図書館の導入検討	生涯学習課 市立図書館	導入検討	

事業名	図書館サービスポイント※11等の拡充の検討			新規
事業内容	読書活動に取り組みやすくするため、屋外返却ポストでの本の返却を継続して可能にします。 また、施設の再編計画に応じて、分室のない公民館で市立図書館の予約した本の貸出の実施や、図書の長期貸出による地域文庫・家庭文庫設置の支援を検討し、図書館サービスポイントの拡充を目指します。			
事業項目	個別事業項目	所管	目標	
	・屋外返却ポストの運用	市立図書館	年末年始を除く毎日	
	・分室のない公民館で、市立図書館の予約した本の貸出サービスの実施	生涯学習課 市立図書館 公民館	導入検討	
	・地域文庫・家庭文庫の設置支援	生涯学習課 市立図書館	導入検討	

※11 図書館サービスポイント：幅広く収集された資料の提供など、利用者が図書館サービスを受けられる場を意味する。

(4) 子ども読書活動の維持に向けての事業

連絡会の開催等、子ども読書活動の維持に向けた事業を実施していきます。

事業名	子ども読書活動推進のための連絡会の設置		継続
事業内容	子ども読書活動推進のための連絡会を新たに設置し、情報交換や人的交流を深めるとともに、本計画の進行管理を行います。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・第3次綾瀬市子ども読書活動推進のための連絡会の設置	生涯学習課	令和4年度設置
	・連絡会を開催、本計画の進行管理及び評価の実施	生涯学習課 全担当部署	年1回

事業名	神奈川県及び綾瀬市周辺の公立図書館との広域利用による連携		継続
事業内容	市立図書館は県立図書館をはじめ、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、愛川町、清川村及び藤沢市との広域利用制度による連携を図ります。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・県及び県央地区公共図書館等との広域利用制度の継続	市立図書館	随時

事業名	障がいがある子どもへの読書環境づくり		継続
事業内容	市立図書館への来館が困難な子どもに読書機会を提供するため、宅配サービスで図書館資料を貸出・返却します。また、障がいがある子どもが読書を楽しめるよう多種多様な資料やサービスの提供に努めます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・図書館資料の宅配サービスの実施	市立図書館	随時
	・読書補助サービスの実施	市立図書館	随時
	・多種多様な資料の収集・提供	市立図書館	随時
	・ブックスタートで要望に応じて点字絵本を配付	市立図書館	随時

事業名	リサイクルブックの提供		継続
事業内容	リサイクルブックフェアの開催やリサイクルブックコーナーにより、図書の有効活用を図るとともに、読書活動の普及に努めます。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・リサイクルブックフェアの開催	市立図書館	年1回
	・リサイクルブックコーナーの設置	市立図書館	常設

事業名	幼稚園、保育所、小・中学校など、関係機関との情報交換及び連携		継続
事業内容	子ども読書活動の確実な推進のために関係機関と情報交換し、連携を図ります。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・学校訪問や職場体験、配本時の聞き取り、情報交換の実施	市立図書館 保育所等 小・中学校	随時

事業名	図書館員の研修		継続
事業内容	より高いレベルの児童サービス※12を提供するため、専門知識や技術習得に努め、図書館員の資質向上を図ります。		
事業項目	個別事業項目	所管	目標
	・図書館員の研修の実施	市立図書館	随時

※12 児童サービス：図書館における子ども向けサービスの総称。



資料

第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

(設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、「第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画」（以下「計画」という。）を策定するため、第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の掌握事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 前項に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の構成員は、別表の課等から選出された委員をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、計画策定時までとする。

3 委員会に委員長1名を置き、生涯学習課長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員のうちから委員長を補佐する者を指名することができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ召集し、これを主宰する。

2 委員会は、計画の策定に必要があるとき認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、生涯学習課生涯学習担当において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、計画の策定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月20日から施行する。

別表（第3条関係）

課 名 等
こども未来課
保育課
健康づくり推進課
教育指導課
学校図書館協議会
綾瀬市立公民館
綾瀬市立図書館
生涯学習課

第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画策定委員会委員（令和2年度）

No.	氏名	所属	職名	選出区分
1	森山 剛	青少年課	副主幹	行政関係者
2	石原 靖恵	子育て支援課（保育園）	副園長	行政関係者
3	田中 智恵子	子育て支援課（子育て支援センター）	総括副主幹	行政関係者
4	和田 美貴江	健康づくり推進課	総括副主幹	行政関係者
5	橋本 亜弥子	教育指導課	指導主事	行政関係者
6	長谷 奈瑠美	学校図書館協議会委員（小学校）	教諭	学校教育関係者
7	木下 綾子	学校図書館協議会委員（中学校）	教諭	学校教育関係者
8	近藤 貴子	綾瀬市立公民館（指定管理者）	事業担当	公民館関係者
9	竹浪 美緒	綾瀬市立図書館（指定管理者）	子ども読書 活動推進担当	図書館関係者
10	井上 洋一	生涯学習課	課長	行政関係者
11	伊藤 健二	生涯学習課	総括副主幹	行政関係者

第3次綾瀬市子ども読書活動推進計画策定委員会委員（令和3年度）

No.	氏名	所属	職名	選出区分
1	田中 智恵子	こども未来課（子育て支援センター）	総括副主幹	行政関係者
2	橘川 俊児	こども未来課	主幹	行政関係者
3	森山 剛	保育課	副主幹	行政関係者
4	石原 靖恵	保育課（保育園）	副園長	行政関係者
5	和田 美貴江	健康づくり推進課	総括副主幹	行政関係者
6	前西 里恵	教育指導課	指導主事	行政関係者
7	上原 智代	学校図書館協議会委員（小学校）	教諭	学校教育関係者
8	伊藤 信也	学校図書館協議会委員（中学校）	校長	学校教育関係者
9	近藤 貴子	綾瀬市立公民館（指定管理者）	事業担当	公民館関係者
10	竹浪 美緒	綾瀬市立図書館（指定管理者）	子ども読書 活動推進担当	図書館関係者
11	井上 洋一	生涯学習課	課長	行政関係者
12	折笠 英恵	生涯学習課	総括副主幹	行政関係者

発行年月 令和3年12月

編集 綾瀬市市民環境部生涯学習課

〒252-1192 綾瀬市早川550番地

電話 0467-77-1111(代表)